

新たな財政運営基準についてお知らせします

平成29年1月に国が行った確定給付企業年金制度の見直しにより、平成30年1月以降を計算基準にして「財政再計算」を実施した基金は、新たな財政運営基準を適用することになります。

当基金では令和4年度に財政再計算を実施したため、今後の決算に適用される「新財政運営基準」についてお知らせします。



財政運営基準の変更により、“将来の運用悪化時に想定される積立不足”（財政悪化リスク相当額）に、あらかじめ掛金（リスク対応掛金）を拠出できるようになりました。このほかにも、毎年決算時に実施している財政検証の継続基準で使用する「責任準備金」の算定方法が変わります。

では、新たに負担する掛金が増えるのですか？

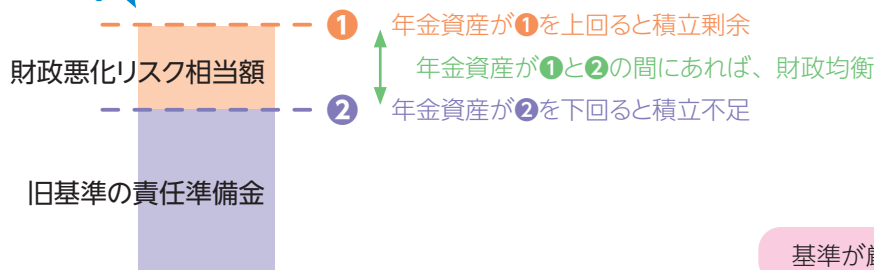


いいえ、リスク対応掛金の拠出は任意で、日赤基金は、現時点では予定していません。

責任準備金はどう変わるの？



「将来の給付を賄うために、現時点で保有しておかなければならない金額」という“旧基準の責任準備金”に、新基準では「財政悪化リスク相当額」が加味されます。こんなイメージで年金資産の水準により、責任準備金は①から②の間で変動します。



基準が厳しくなるの？



いいえ、積立不足となる水準は変わらず、“旧基準の責任準備金”を年金資産が上回っていれば積立不足になりません。ただ、上の図のとおり財政均衡の状態に、上限と下限の幅ができました。剰余金が生じる水準は、「財政悪化リスク相当額」の①を超えたところになります。

なるほど、剰余が出にくくなるんですね。



そのとおりです。なお、これまでの、“旧基準の責任準備金”に対して、どの程度剰余金が生じているかについては、「リスク充足額」（P.2年金経理予算欄外参照）で確認することができます。

※ここでの「年金資産」は、年金純資産額（流動資産+固定資産-流動負債-支払備金）から別途積立金を控除した額をいいます。